

「スーパーシティ」構想の状況報告及び提案内容について

1 経過報告

(1) 「スーパーシティ」構想提案から現在までの経過について

4月16日 「スーパーシティ」構想提案提出

8月6日 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会

・専門調査会の有識者より以下のような意見が出された。

- ① 一般的に大胆な規制改革の提案が乏しい
- ② 複数分野での規制改革を一体的に行う仕組みの設計が不十分
- ③ 補助金申請と混同している提案が見受けられる

・それを受けて坂本内閣府特命担当大臣(地方創生)より以下の発言がなされた。

- ① 提案があった全31自治体に対し、2か月程度を目途に、規制改革などについて再提案を求める。
- ② その上で、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、順次、規制改革提案の具体化のための助言と、規制所管省庁との調整を並行して実施する。

8月24日 国通知「スーパーシティに関する規制改革などの再提案の募集等について」

・今後の対応について国から以下のとおり示された。

- ① 構造改革特区や国家戦略特区などの既存の枠組みも活用し実現を目指す規制改革があれば、9月3日を期限として提案を行うこと。
- ② 専門調査会の内容を踏まえ、10月15日を期限として大胆な規制改革の再提案を行うこと。

(2) 再提案に向けた茅野市の取組について

・これらを受け、内閣府との検討の結果、以下の4つの規制緩和事項に絞り、規制緩和の深掘りと実現可能性の確認を行っている。

- ① 在宅医療に特化した看護師の特定行為の拡大
- ② AIと薬剤師による薬剤の限定的な処方量の自動調整
- ③ タクシーによる医薬品配送
- ④ DMOによる区域限定の旅行業代理業の創設

2 10月15日「スーパーシティ」に関する規制改革などの再提案内容(予定)

・4月16日に提案した構想における「人」「社会インフラ」「データ」の3つの健康と未来型「ゆい」という大きな枠組みは生かしながら、上記(2)の4つの規制緩和事項と、それにともない、訪問看護事業の取組を加え、現実性を高め、補強する。また、新たに「環境」分野を組み入れ、スーパーシティとして、より多岐にわたる分野での提案とする。

担当課 企画部企画課
